

ポーランド
意匠規則
2005年6月13日改正

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2章 意匠出願

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第3章 意匠出願の処理

第10条

第11条

第12条

第13条 (廃止)

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第4章 経過規定及び最終規定

第25条

第26条

2002年1月30日総理大臣規則の附則(JoL 2002 No 40, text 358 及び 2005 No 106, text 893)

附則 1 意匠の説明書，図面及び写真並びに織物又は適切な模様を付した糸の見本に関する方式要件

附則 2 意匠出願に添付される書類の要件

附則 3 類の一覧

第1章 総則

第1条

本規則は、次の事項を規制する。

- (i) 意匠の出願要件の明細
- (ii) 出願の処理の範囲及び手続の明細
- (iii) 意匠の明細書を利用に供し公開する方法

第2条

本規則において行う言及の意味は、次のとおりとする。

- (i) 「法」とは、2000年6月30日の法律—産業財産法をいい、他の表示を伴わない条文は同法の条文をいう。
- (ii) 「特許庁」とは、ポーランド共和国特許庁をいう。
- (iii) 「出願人」とは、自己のために特許庁に意匠出願をする者をいう。

第2章 意匠出願

第3条

(1) 法第108条(1)にいう意匠出願は、願書及び図解を付した意匠の説明書に加えて、特に次のものを含まなければならない。

(i) 出願人が先の優先権の権利を主張する場合は、優先権書類

(ii) 出願が意匠の複数の形態を含む場合は、優先権書類が何れの形態に言及するかについての出願人の申立書(優先日に関する申立書)

(iii) 優先権書類が出願人の名称でない場合は、出願人による先の優先権を享受する自らの権利についての陳述書

(iv) 出願時の意匠が法第131条(2)(ii)から(iv)までにいう標識を含む場合は、業として当該標識を使用する権利又は権限の証明書

(v) 出願人が代理人を介して行為をする場合は、委任状

(2) 織物意匠の出願は、織物生地の見本も含まなければならない。

(3) (1)(i)から(iii)までに掲げる書類は、意匠出願日後3月以内に提出することもできる。

第4条

(1) 意匠出願の願書は、法第31条(1)(i)に掲げる要素に加えて、次のものを含まなければならない。

(i) 出願人の姓名又は名称及び住所又は本拠並びに税金確認番号(TIN)及び国民識別番号(PESEL)又は企業登録番号(REGON)。ただし、出願人がこれらの番号を付与されている場合に限る。

(ii) 出願人が代理人を介して行為をする場合は、代理人の姓名及び住所

(iii) 出願が政府機関、又は国庫を代理する法人でない国の組織単位によってなされる場合は、当該機関又は当該単位の名称

(iv) 登録による権利の付与の請願

(v) 意匠の創作者の姓名及び住所

(vi) 出願人と意匠の創作者が同一人でない場合は、登録による権利に対する出願人の権利が基礎とする理由の陳述

(vii) 添付書類一覧

(viii) 出願人の署名、又は出願人が代理人を介して行為をする場合は代理人の署名

(2) (1)にいう願書には次のものも含めなければならない。

(i) 出願人が先の出願についての優先権の利用を望み、かつ、優先権の付与を求める場合は、少なくとも先の出願がなされた日付及び国又は博覧会の名称、場所及び国、並びに意匠が当該博覧会で展示されていた日付の表示を伴う優先権の申立書

(ii) 2以上の出願人があり、かつ、それらの間に共通の代理人が選任されていない場合は、通知の送達を受けることを授權されている者の表示

(3) 出願が法人又は国庫を代理する単位によってなされる場合において、出願人のために願書に署名する者は、その者が出願人の代理人でないときは、その公式の職位を表示しなければならない。

第5条

- (1) 第3条(1)にいう意匠の説明書(以下「説明書」という)は、図面、写真及び見本の助けをもってその意匠を出願に提示された何れの形態でも複製することができるように十分に明瞭かつ詳細な方法で意匠を提示しなければならない。
- (2) 説明書は、次のとおりとしなければならない。
 - (i) 冒頭に意匠の定義及び意匠によって何が意図されているかの表示を含めること
 - (ii) 図解の図を説明すること
 - (iii) 出願が意匠の複数の形態を含む場合は、番号を付した形態の一覧を含めること
 - (iv) 末尾に、「意匠の基本的特徴」の語句の後に、適用された意匠を他の周知の意匠から識別し、その特定を可能にする外観の特徴を説明すること

第6条

- (1) 意匠の図解は、意匠の主題を意匠の基本的特徴の明瞭な表示で提示しなければならない。
- (2) 意匠のすべての形態は、1紙面のみの図で提示しなければならない。
- (3) すべての必要な詳細を付した形態の1紙面で提示が不可能な場合は、各々の又は若干の意匠の形態を追加の別紙上で提示することが認められる。

第7条

意匠をよりよく図解するために、意匠の写真は様々な視点から意匠の主題を提示することができる。

第8条

- (1) 意匠の説明書及び図解並びに織物生地の見本は、3部(個)提出しなければならない。出願の他の要素は、1部のみ提出する。
- (2) 意匠の図解は、出願人又はその代理人が署名しなければならない。署名は、意匠の複製の際に省略を可能にするスペースにしなければならない。織物生地の見本は、ラベルに署名しなければならない。

第9条

意匠出願の要件の詳細は、附則1及び附則2に規定する。

第3章 意匠出願の処理

第10条

(1) 特許庁は、意匠出願を受領後直ちに連続番号を付与し、受領日を書き留め、出願人に相応に通知する。

(2) 意匠出願は、少なくとも願書、説明書、図解又は織物生地の見本を含むときは、提出されたものとみなされる。

(3) (廃止)

(4) (廃止)

第11条

(1) 特許庁は、第10条(1)にいう行為を遂行後、出願が次のものを含むか否かを点検しなければならない。

(i) 願書

(ii) 一見して意匠の説明書と判る部分

(iii) 一見して図解又は織物生地の見本と判る部分

第12条

(1) 願書に意匠の登録による権利の付与の理由がないことを特許庁が認めた場合は、特許庁は、出願人に対して相応に通知し、かつ、その者が不備を訂正するための期限を定める。

(2) 出願手数料が未納であることを認めた場合は、特許庁は、出願人に対し、求めの日から1月以内に役務を受けた手数料を納付するよう求めなければならない。期限内に手数料を納付しない場合は、手続は停止される。

(3) 出願が出願人の代理人であると主張する者によってなされており、ファイルに委任状が提出されていないことを特許庁が認める場合は、特許庁は、その者及び当事者に対し、定められた期限内に不備を訂正するよう求める。これに応じない場合は、手続は停止される。

第13条 (廃止)

第14条

合理的な場合は、特許庁は、出願人に対し、定められた期限内に意匠出願に係る証拠及び説明を提出すること、特に登録による権利又は先の優先権に対する権利の付与を受ける権利の理由を陳述することを求めることができる。

第15条

(1) 意匠出願が受理することができない数(法第108条(5)に規定されている)の形態を含んでいると特許庁が判断する場合は、特許庁は、出願人が原出願に含まれる別個の出願をし、それらの出願の手数料を納付するための期限を定める。意匠出願について納付された出願手数料は、出願人の維持する形態の中の最初のものとして掲げられた形態を含む出願に係る手数料とみなされ、この出願は原出願の番号を維持する。他の出願は、受領日に対応する番号を付与され、原出願日はそのままとする。

(1a) 別個の出願に関する決定には、製品の形態に基本的な共通特徴がないこと又は出願に許容される 10 を越える意匠の形態があること又は適用された製品が組物を構成するとみなされることを可能にする特徴がないことの実質証拠の提供が求められる。

(2) 出願人が定められた期限内に別個の意匠出願をせず、それぞれの出願手数料の納付をしない場合は、出願は説明書(一覧)に提示された最初の 10 の形態に係るものとみなされる。その場合は、他の形態に関する部分において出願は、取り下げられたものとみなされ、手続は停止する。

(3) (2)にいう場合は、特許庁は、出願された意匠が保護の権利を受けることができるか否かを点検する前に、出願人に一部の意匠の形態の取下から生じる書類の訂正を求めない。出願人は自身でそのような訂正をすることは自由である。

(4) 出願人が、特許庁によって求められことなしに、原出願に含まれる意匠の形態に関する別個の意匠出願をする場合は、出願が法第 108 条(4)及び(5)に規定の要件を満たす場合であっても、(1)及び(2)の規定が準用される。

第 16 条

出願人が、出願において受理することができない追加又は訂正をした場合は、特許庁は、出願の修正の検証がなされる範囲において、その不許可を命令において決定し、出願人にその欠陥を訂正するよう求めなければならない。

第 17 条

(1) 意匠を実施することが公序良俗に反すると特許庁が判断した場合は、特許庁は、出願人に相応に通知し、かつ、登録による権利の付与を妨げる障害の存在を示す状況に関してその者が立場を表明するための期限を定める。

(2) 出願された意匠が、その使用が許可の対象でなければならない標識又はそのような種類の標識に見える標識を含むと特許庁が認める場合において、出願人が業としてその使用の許可を受けている証拠を提出しなかったときは、(1)の規定を準用する。

(3) (1)及び(2)にいう場合において、通知に表示された状況が権利の付与を妨げる障害でないことが判明したときは、定められた期限内に出願人がその立場を表明しないことは、登録による権利付与の拒絶の理由を構成することにはならない。

第 18 条

第 17 条(1)及び(2)にいう登録による権利の付与を妨げる障害が出願人によって除去されず、第 17 条(3)にいう事情でない場合は、特許庁は登録による権利付与の拒絶を決定する。

第 19 条

(1) 特許庁が意匠出願において第 17 条(1)及び(2)にいう不備を見出せない場合は、特許庁は、最初の保護期間の手数料が納付されていることを条件として登録による権利の付与を決定し、公告手数料の納付を出願人に求めなければならない。

(2) (1)にいう決定をする前に、第 16 条に規定の事情以外の場合は、特許庁は、出願人が定められた期限内に、かつ、応じない場合は手続が停止されることを条件として、意匠の説明書又は図解から特に公序良俗に反する銘又は図解を削除し、意匠の一定の形態の取下から生

じる適宜の訂正をすることを命令により求めることができる。

(3) 特許庁は、軽微な方式欠陥、他の明らかな過誤及び誤記を除去する場合並びに(4)にいう場合に限り出願ファイルにおける訂正を自身で行う。

(4) 出願の一部のみに関して登録による権利の付与の決定をする場合は、特許庁は、説明書及び図面における修正をすることを同時に決定し、かつ、決定の結論にそれを明瞭に表示する。

(5) (1)にいう決定をするときは、特許庁は、同時に意匠を附則3に規定の適切な類に分類する。

(6) (4)にいう説明書の修正は、保護の付与が拒絶された意匠に係る明瞭に摘出された部分の抹消又は削除及びそれに伴って必要となる通常の訂正、特に意匠の主題の名称及び定義に関するもので構成されなければならない。抹消及び訂正は本文の読み易さを確保する方法でなされなければならない。

第20条

(1) 意匠出願の処理中に、特許庁は、出願人の請求があったときは、法第19条にいう優先権書類を交付する権限を有する。

(2) (1)にいう優先権書類は次のものから構成される。

(i) 出願人の名称、その居住地又は本拠の住所、国、出願に表示のある場合は意匠の主題の確定、出願日及び出願番号を表示する、特許庁によって交付される証明書

(ii) 第11条(1)(ii)及び(iii)にいう書類の写し

(iii) 出願人によって願書に添付された追加図解の写し及び(図解の形態における)織物の見本

(3) 特許庁は、(2)(ii)及び(iii)にいう写しの原本との一致を確認しなければならず、また、優先権書類の交付の前に出願人の変更があった場合は、特許庁は、関連の記載をしなければならない。

(4) 出願に先立って意匠が博覧会で展示されていて、出願人が優先日の付与を求める場合は、特許庁は、(2)(i)にいう証明書に優先日を注記しなければならない。

(5) この証明書は、封印されなければならない、かつ、書面で特許庁長官から署名することを授權された者によって署名されなければならない。

第21条

(1) 特許庁は、法第48条にいう事情の存在を認める場合は、優先権の付与を命令によって全体的又は部分的に拒絶する。

(2) (1)にいう命令の前に、特許庁は優先権の付与を妨げる事実を出願人に通知し、かつ、説明書を提出するか又は不備を更正するための期間を定める。

第22条

(1) 支払義務のある期間手数料が期限内に納付されていることを点検した後に、特許庁は、付与された登録による権利を意匠登録簿に記入し、登録された意匠の明細書を作成し、意匠登録の所有者に登録証明書を交付する。

(2) 意匠の明細書は、付与された権利の基本的な表示を含む表紙、説明書、図面及び写真又

は織物若しくは関連する織りを付したより糸の見本から構成されなければならない。明細書の1部は、ファイルに含めて維持すると共に、他の1部は、特許庁の資料室で公衆が利用することができるようにしなければならない。

(3) (1)にいう意匠登録証明書は、封印され、かつ、書面で特許庁長官から署名することを授権された者によって署名されなければならない。

(4) 登録証明書は、権利の所有者、登録番号、意匠の主題の確定及び登録時の意匠の明細書を表示する登録による権利の付与の証明で構成される。

(5) (3)にいう証明書の喪失又は破損の場合は、特許庁は、証明書の副本を交付し、織物又は関連する織りを付したより糸の見本の代わりに織物の構造を写す写真を同封する。

第23条

(1) 登録された意匠の明細書は、請求のあるときは、印刷写しの形態により有料で第三者の利用に供される。

(2) (1)にいう印刷写しは、説明書及び図解番号の記載を付した全体の図解のみを含むものとする。第三者の請求があるときは、1組の図解の印刷写しを作成することができる。

第24条

登録による権利の付与への言及の公報における公告には、特に次の詳細が公告される。

- (i) 登録番号
- (ii) 出願日及び出願番号
- (iii) 意匠の類記号
- (iv) 意匠の主題の確定
- (v) 所有者の名称
- (vi) 意匠創作者の姓名
- (vii) 意匠の図解

第4章 経過規定及び最終規定

第25条

本規則の施行日に係属中の装飾的意匠の出願であつて、装飾的意匠の出願について規定された従前の要件を満たすものは、意匠について規定された要件に合わせて調整される必要はない。特許庁は、第24条にいう公告のために出願ファイルから意匠の主題を最もよく図解する図面又は写真を選択する。

第26条

本規則は、公告日後14日に施行する。

附則 1 意匠の説明書、図面及び写真並びに織物又は適切な模様を付した糸の見本に関する方式要件

1. 出願を構成するすべての書類(説明書、図解)は、直接複製を可能にする方法で提示されなければならない。
2. 意匠及び図面の説明書の用紙サイズは、A4(297mm×210mm)とする。
3. 各用紙は、皺、裂け目、折り目、消し跡、変更、重ね書き及び行間挿入のないものとする。この規則を守らなくとも、内容の真正に疑いがなく良好な複製の要件に不安がない場合は、許される。
4. 各用紙は、片面のみを使用する。
5. 各用紙は、縦に用いる。すなわち、短辺を上下とし、長辺を左右とする。
6. 出願のすべての要素は、柔軟で、強力で、白色で、滑らかで、光沢のない、耐久性のある紙面上に記載する。
7. 出願の各要素(説明書、図解)は、新たな用紙上に始める。
8. 出願の要素が 2 以上の用紙で構成される場合は、すべての用紙は、参照時に容易にめくることができるように綴じなければならない。
9. 説明書及び図解を含む用紙の最少余白は、次のとおりとする。
 - － 説明書の 1 枚目の上端余白－35mm, 説明書の各残り頁又は図解の上端余白－20mm
 - － 左端余白－35mm, 右端余白－15mm, 下端余白－15mmただし、上端及び左端余白は 40mm, 右端及び下端余白は 30mm とすることが勧められる。
10. 用紙は、用紙の残りの面から余白を分ける枠又は単線を含めてはならない。
11. 余白は、空白でなければならない。
12. 説明書及び図解の用紙は、説明書の 1 枚目から連続するアラビア数字で番号を付し、番号は用紙の上端余白の下部に中揃えする。
13. 説明書は、黒でタイプ印書又は印刷とする。
14. タイプ印書は、1.5 文字の行間、約 6mm スペースとする。
15. 図面は、線長 1/3 に縮小した複製のすべての詳細が十分に判読することができる程に一樣で、耐久性のある、黒色の、濃い、はっきりした線で作成されなければならない。
16. 図解の同一紙面には、15. に規定の要件を維持しながら、意匠の個々の形態に対応する図形を含めることができる。図は、意匠の説明書中の形態の一覧における番号(第 5 条(2)(iii))に対応する連続番号を付さなければならない。個々の図の番号は、「図」の文字を頭に付す。
17. 図面は、文言を含むことができない。ただし、意匠の特徴の表示のために絶対に不可欠のときは、図番号及び単語の表示は別とする。図解中の数字及び文字は縦 6mm 以上とする。
18. 意匠の写真(印刷写し)は、如何なる技法によってもよいが、複製することができる写真でなければならない。
19. 意匠の写真(印刷写し)のサイズは、5cm×5cm 以上、13cm×18cm 以下とする。この要件は、織物又は適切な模様を付した糸の見本に準用する。

附則 2 意匠出願に添付される書類の要件

1. 外国における出願についての優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 外国における出願の写し又は副本であって、提出された当局によって原本との一致について認証されたもの
 - (ii) (i)にいう当局によって発行された証明書で出願日の表示があるもの
2. 意匠が展示された博覧会の優先権書類は、次のものから構成されなければならない。
 - (i) 博覧会に意匠が展示されたことの確認を伴う、博覧会役員によって発行された証明書。証明書は、展示者の姓名又は名称、博覧会の名称、日付及び会場、並びに展示された製品表示の陳述書であって、当該製品の説明書及び図面を添付したものを含まなければならない。
 - (ii) 展示された製品の説明書及び図解であって、これらの書類の内容の真正性についての疑問を生じない方法で博覧会役員によって確認された製品の基本的な技術的特徴を開示するもの
 - (iii) 博覧会が外国で行われた場合は、その博覧会が法第 15 条に規定の特徴を有することの陳述書
3. 1. にいう優先権書類は、意匠の 2 以上の形態に係ることができるが、それらすべての形態が博覧会に展示されたことを条件とする。
4. 意匠の主題が織物製品である場合は、第 8 条(2)に規定の方法によって博覧会役員によって証明された織物の見本を優先権書類に添付することができる。
5. 優先日の申立書は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 出願人の姓名又は名称
 - (ii) 意匠の主題の確定
 - (iii) 特許庁への出願の番号(番号が出願人に既に分かっている場合)又は出願日
 - (iv) 意匠の説明書に含まれる一覧に従った意匠の形態数の詳細一覧であって個々の形態に対応する優先日を伴うもの。これらの日付の各々に関連する出願がなされた国名及び当該出願番号、又は博覧会の名称、会場及び国名を付す。掲載されなかった形態に関しては、特許庁へなされた出願の優先日が基準となると理解される。
6. 出願人が先の優先権を享受する権利の申立書は、次のものを含まなければならない。
 - (i) 優先権書類の交付を受けた者の姓名又は事業体の名称
 - (ii) 出願人の姓名又は名称
 - (iii) 意匠の主題の確定並びに出願の国、日付及び番号又は博覧会の指定
 - (iv) 先の優先権を享受する権利の基礎となる理由の陳述
 - (v) 出願人又は代理人の署名及び日付
7. 法第 239 条に規定された事例において、委任状は、同条にいう授権と陳述の写しを含むものとする。
8. 1. 及び 2. にいう書類がポーランド語、英語、フランス語、ドイツ語又はロシア語以外で作成されている場合は、これらの言語の 1 の翻訳文に翻訳者の署名を付して添付しなければならない。書類と翻訳文はその内容が同一性を確保することができるような方法で組み合わせなければならない。
9. 5. 及び 6. にいう書類並びに第 14 条にいう証拠がポーランド語以外で作成されている場合は、8. 第 1 文の規定を準用する。

附則 3 類の一覧

類 01	食料品
類 02	衣料品及び小間物
類 03	旅行用品(付属品), スーツケース, 傘及び他の類に入らない身の回り品
類 04	ブラシ類
類 05	織物; 人造及び天然の織物
類 06	家具
類 07	他の類に入らない家庭用品
類 08	金属工具
類 09	製品貯蔵容器(運搬用)
類 10	時計類, 圧力計その他計測, 制御及び信号装置
類 11	美術装飾品
類 12	輸送手段, クレーン, エレベーター, リフト, ケーブルカー
類 13	発電, 配電及び変圧装置
類 14	再生(音響及び映像の), 通信及び情報処理装置
類 15	他の類に入らない機械
類 16	写真機, 映画撮影機, 光学装置
類 17	楽器
類 18	事務用機械, 印刷機械
類 19	事務用品(機具), ノート及び封筒; 学校備品及び美術工芸用品
類 20	販売及び広告装置, 標識
類 21	ゲーム, 玩具, テント及びスポーツ用品
類 22	武器, 花火製品, 狩猟及び漁猟用品, 害虫駆除用品
類 23	ディスペンサー; 衛生用, 暖房用, 換気用装置; 空調用装置及び燃料
類 24	医療及び実験室用機器
類 25	建設資材, 建築構造材
類 26	照明器具
類 27	タバコ, 喫煙用具
類 28	医療品及び化粧品, 洗面室用品
類 29	消防設備, 救難用機器
類 30	動物飼育及び運送用物品
類 31	他の類に入らない, 食物及び飲物を用意するための機器及び器具
類 99	雑